

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第752号 平成26年6月13日

時代遅れ

5月12日、政府の規制改革会議は、客が音楽とダンスをする「クラブ」を風俗営業法の規制対象から外すよう求める意見書をまとめ、警察庁に法改正を提言しました。また、規制改革会議の岡素之議長は、会議後の会見で「ダンスのイメージはずいぶん変わった。ダンスというだけで規制をかけること自体が時代遅れ」と指摘したとの事です（5月13日付朝日新聞）。

新聞各紙の社説も共通して、風俗営業法におけるダンス規制を時代遅れとして規制緩和を求めています。

今頃、何故このような議論が巻き起こっているかということ、4月25日、大阪地方裁判所が、無許可で客にダンスをさせるクラブを営業したとして風俗営業法違反（無許可営業）の罪に問われていた元クラブ経営者に対して、問題となったクラブは「風俗営業法の規制対象には当たらない」として無罪を言い渡した事が発端となっています。

判決の中で、斎藤裁判長は、クラブでのダンスが風俗営業法での規制対象に当たるか否かは「ダンスの態様や密集度、照明の暗さなど性風俗秩序の乱れにつながる状況の有無を総合して判断すべきだ」と指摘しています。

また、裁判の中で弁護側は「風俗営業法の規定は、営業や表現の自由を保障した憲法に反する」と主張していましたが、裁判長は「表現の自由は、公共の福祉のために制約を受ける。風俗営業法の規制は、善良な性風俗の維持という目的のための合理的な手段で、違憲ではない」との判断を示しています。

それでは、そもそも現行の風俗営業法では、ダンスについてどのように規制しているのか見て置きたいと思います。

風俗営業法第2条において風俗営業の範囲が定められていますが、その中でダンスに関しては、

- キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業
- ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業
- ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（ダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）

は風俗営業とされています。

そして、風俗営業者は、「午前零時から日出時までの時間において営業できない」事や、「18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならない」といった規制がかけられています。

ダンスに対するこうした規制に対しては、これまでも多くの関係者から、

- 法律でダンスを踊る事を規制するのは、時代にマッチしない
- 多くのクラブ、ライブハウスは、踊りを通じて人と人が人間的に触れ合う交流の場として健全に運営されている
- クラブ、ライブハウスは多くのアーティストを輩出し、新しい文化を生み出す場となっている
- 深夜営業の禁止では営業が成り立たない

事等を理由に、ダンスに対する風俗営業法の規制を止めるよう要望がなされています。「営業が成り立たないから無許可営業が後を絶たない」という、言い訳にもならない話を聞きながら、私は「国を統制するのに刑罰を厳しくすれば、民は要領よく免れて何ら恥じる事が無くなる」という論語（為政第二）の言葉を思い出しています。

風俗営業法が制定されたのは、終戦直後の1948年（昭和23年）であり、その当時は、ダンスホールが売春の温床になっていたという時代背景があって、ダンスに対して厳しい規制がかけられたものです。しかし、規制に反対している方々が主張しているように、平成24年からダンスは中学校体育の必修科目になっていますし、ダンスを楽しむ人も増えている中、ダンスに対する受け止めは終戦直後とは大きく変わっている事は確かだと思います。

ただ、昨今、無許可のクラブに対する警察の取り締まりが厳しくなってきた背景には、騒音やゴミの問題で地域住民から苦情を寄せられたり、また、暴力事件を起こしたり違法薬物の取引の場となったクラブがある事も認識しておく必要があります。その意味で、大阪地方裁判所の判決が、「風俗営業法の規制は善良な性風俗の維持という目的のための合理的な手段である」という考えを示した事は、妥当だと思います。

これまでの報道によると、ダンスホール、ダンス教室の規制は撤廃し、クラブについては、立地規制を維持しつつ、許可を受ければ営業時間を延長できるとする案が有力なのだそうです。

確かに、「ダンス・イコール・風俗を乱す」というのはいい過ぎだし、時代にそぐわないと思います。しかし一方では、幾ら楽しいからといって、青少年が時間も忘れて明け方まで踊り明かすというのは、私にはどうしても健康的とは思えません。

ダンス愛好家からは「時代遅れ」といわれることを覚悟の上で、私は、青少年の健全な育成という観点からは、今後においても一定の規制は必要だと考えているの

ですが、如何でしょうか。(塾頭：吉田 洋一)